

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3356号)

令和8年6月23日

横 情 審 答 申 第 3356 号

令 和 8 年 6 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和4年6月30日総法第216号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成30年度から令和元年度 平成31年4月1日から非常勤特別職職員として総務局で採用したAにかかる 住民票の全て。A名義で報酬受取の金融機関での口座開設となっている。採用における本人からの書類等の窓口は、横浜市総務局労務課となっていると思料する。市民局市民情報課にあっては、文書保有課の特定を間違いなきように願います。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成30年度から令和元年度 平成31年4月1日から非常勤特別職職員として総務局で採用したAにかかる 住民票の全て。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1に記載する行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年5月16日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件請求では具体的な個人を対象としたものである以上、上記①の要件に当たることは明らかである。

横浜市行政不服審査会委員の氏名は、本市ウェブサイトで公表しているが、公表している氏名は、職務上使用している氏名であって、戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かについては記載していない。また、職員録にも氏名は掲載されていない。そして、横浜市行政不服審査会委員のうち平成31年4月1日に採用された者

でAと同じ名を用いているのはBしか存在しない。夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（民法（明治29年法律第89号）第750条）とされ、養子は、養親の氏を称する（同法第810条）とされているところ、戸籍上の氏と当該名簿の氏とが異なる場合に、戸籍上の氏が記載された文書に対して開示決定又は非開示決定若しくは一部開示の決定を行った場合、当該個人の戸籍上の氏名の存否又はその氏名という情報を明らかにすることとなるため、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

戸籍上の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであることから旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件請求に対し開示決定又は非開示決定若しくは一部開示の決定をすることで特定の個人の戸籍上の氏名という非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、旧条例第9条に該当し非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 文書を保有していない場合は、該当者から提出させることを求める。
- (3) 本件処分では、存否応答拒否条項を適用しているが、総法第55号の非開示決定通知書では、住民票の提出は受けていないとの根拠を理由としており、保有していないのが明らかだ。
- (4) 住民票を徴収していないならば、横浜市が採用するに当たって、本人同一性の確認を怠っていたことになる。
- (5) 現に横浜市ウェブサイトでは、B名義で氏名を公開しており、採用に際して委嘱状も同名で交付している。
- (6) 口座振込申出書の振込先は本人名義の口座に限ると注意書きがあり、委嘱状で認知しているBではなくAとなっている。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づ

きなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 横浜市行政不服審査会の委員の委嘱等に係る事務について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により設置する機関は、横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第4条で、横浜市行政不服審査会とするとされ、同条例第5条で、委員6人以内をもって組織することとしている。

総務局法制課は、横浜市行政不服審査会に関する事務を所管しており、委員の委嘱、報酬の支払等の事務を行っている。

(3) 本件審査請求文書について

平成31年4月1日に非常勤特別職職員として採用したAに係る住民票である。

(4) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解されており、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて、以下検討する。

(5) 本件処分の妥当性について

ア ①の要件の該当性について

本件請求は、開示請求書の記載から、特定の個人であるAを名指しして、当該個人に係る住民票を請求していることが認められる。

公表されている横浜市行政不服審査会委員名簿にAの記載はないところ、当該名簿に記載のある、Aと同じ名であるBの文書に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、Aの氏がBの戸籍上の氏であるという事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、Aの氏がBの戸籍上の氏ではないという事実を公にするこ

とになる。

イ ②の要件の該当性について

次に、上記アで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

- (ア) 旧条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- (イ) 戸籍上の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の2つの要件を備えている。

- (6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 6 月 3 0 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 8 年 3 月 2 7 日	・ 実施機関から反論書の写し及び口頭意見陳述の記録を受理
令 和 8 年 4 月 2 8 日 (第22回 第五部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 2 6 日 (第23回 第五部会)	・ 審議